

【更新内容】

5月20日 Q3、Q9について更新

大仙市飲食業等物価高騰支援給付金 Q & A

Q1 大仙市飲食業等物価高騰支援給付金とは何ですか。

A 新型コロナウイルス感染症の立ち直りにありながら、物価高騰が経営に与える影響が大きく、価格転嫁が進みにくい、主に対人でのサービスを提供する飲食業等を営む事業者に対して、経営の維持を図り、市内の商業活性化に繋げる目的で給付金を支給する事業です。

Q2 対象事業者はどのようになっていますか。

A 本給付金の給付対象者は、次の要件をすべて満たす方とします。

- ①日本標準産業分類表の中分類「75-宿泊業」、「76-飲食店」、「77-持ち帰り・配達飲食サービス業」、「78-洗濯・理容・美容・浴場業」に該当し、市内で営業をしている中小企業または個人事業主。
- ②直近の決算における仕入を含む経費が一事業所あたり120万円以上であること
- ③令和7年度課税以前（納期限が令和8年3月31日まで）の市税に滞納がないこと

Q3 対象業種の分類はどのように判断すればよいですか。

A 別紙の日本標準産業分類表の中分類を参照し、**確定申告書や開業届、営業許可証等に記載されている業種のほか、営業実態により判断してください。なお、2以上の異なる業種のサービスを提供している場合には、主たる売上のある業種を選択してください。**

Q4 要件の『仕入を含む経費』とは何を指しますか。

A 個人事業主においては、確定申告書に添付する収支内訳書中の『仕入金額（製品製造原価）』及び『経費計』を足し合わせた額となります。

法人においては、損益計算書中の『販売費及び一般管理費』の額となります。

詳しくは申請ガイドスをご確認ください。

なお、2以上の事業所（店舗）について申請する場合には、それぞれの事業所（店舗）における経費がわかる書類が別途必要ですのでご注意ください。

Q5 2以上の事業所（店舗）について、収支を合算した内容で申告しているが、2事業所（店舗）とも対象になりますか。

A 各事業所において要件を満たしている場合には対象となります。合算した内容での確定申告書の他に、任意の様式で構いませんので事業所（店舗）毎の経費が分かる書類を提出してください。

Q6 飲食店の他に小売業を営んでいますが対象になりますか。

A 飲食店の経営において、直近の決算における仕入を含む経費が一事業所あたり 120 万円以上要している場合には対象となります。ただし、小売業の経営に要した経費と明確にすみ分けできる書類の提出が必要です。

Q7 本が大仙市外にあるチェーン店ですが対象になりますか。

A 市内の事業所で営業しており、要件を満たす場合には対象となります。ただし、大企業の場合は対象外となります。

Q8 市外在住の個人事業主ですが、市内で飲食店を営む場合に対象となりますか。

A 市外在住であっても、大仙市に納税しており、要件を満たす場合には対象となります。なお、市内在住者が市外で飲食店を営む場合には対象となりません。

Q9 開業して間もない場合でも対象となりますか。

A ~~当該給付金は、物価高騰による経営への影響が著しい事業者の経営維持を目的に実施するものです。開業して間もない場合には、物価高騰以前・以後の影響を図ることが難しいことから、令和8年4月27日時点で一年以上事業を営んでいる事業者を対象といたします。~~

令和8年4月27日までに開業し、申請日時点で1か月以上の営業実績があり、仕入を含む営業経費を年換算（※）した額が120万円以上である事業者は対象といたします。

なお、経費の分かる書類等は任意で提出いただきますので、お問い合わせください。

※年換算の考え方

A：開業後の仕入を含む営業経費の総計

B：営業月数（月の稼働日数が15日未満は0カ月、15日以上は1か月とする）

$(A \div B) \times 12$ か月 > 120 万円となる場合に対象となります。

例) 令和8年2月15日に開業し、5月20日の申請時まで39万円の経費がかかっている事業者の場合

A = 39 万円

B = 3 か月（2月は14日より0カ月、5月は20日より1か月で計算）

$(39 \div 3) \times 12 = 156$ 万円 > 120 万円 により対象となります。

Q10 令和8年3月いっぱい飲食店を閉店したが対象となるか。

A 申請日時点で営業をしていることが要件となるので対象となりません。

Q11 キッチンカーで移動調理販売をしているが対象となるか。

A 移動販売車で飲食店営業の許可を受けている場合は、市内に住所を有する方に限り、移動販売車を1店舗とみなし、要件を満たす場合には対象とします。

ただし、実店舗とキッチンカーと両方経営している場合には、営業許可は別々に取得しているか、キッチンカーにおいては単なる販売でなく、その場で調理したものを提供しているか、営業はイベントがある時のみでないか、などの営業実態を確認し、対象の可否を判断いたします。

Q12 パン屋の一角にイートインスペースを設けているのですが対象となりますか。

A パンを製造し販売する業種は日本標準産業分類中分類58－飲食料品小売業に該当するため、イートインスペースを設けている場合でも対象になりません。

Q13 給付金は、いつもらえますか。

A 申請内容を審査にかけ、不備等がなければ2～3週間程度で給付します。支給決定通知に振込日を記載して送付いたしますのでお待ちください。

※振込日は、市の定例支払日（毎月5のつく日／土日祝の場合は後営業日）のいずれかとなります。

【参考】日本標準産業分類表中分類～細分類

中分類		小分類		細分類	
75	宿泊業	750	管理、補助的経済活動を行う事業所 (75 宿泊業)	7500	主として管理事務を行う本社等
		750		7509	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		751	旅館、ホテル	7511	旅館、ホテル
		752	簡易宿所	7521	簡易宿所
		753	下宿業	7531	下宿業
		759	その他の宿泊業	7591	会社・団体の宿泊所
				7592	リゾートクラブ
7593	他に分類されない宿泊業				
76	飲食店	760	管理、補助的経済活動を行う事業所 (76 飲食店)	7600	主として管理事務を行う本社等
		760		7609	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		761	食堂、レストラン（専門料理店を除く）	7611	食堂、レストラン（専門料理店を除く）
				7621	日本料理店
				7622	料亭
				7623	中華料理店
				7624	ラーメン店
				7625	焼肉店
		762	専門料理店	7629	その他の専門料理店
				7631	そば・うどん店
		763	そば・うどん店	7631	そば・うどん店
		764	すし店	7641	すし店
		765	酒場、ビヤホール	7651	酒場、ビヤホール
		766	バー、キャバレー、ナイトクラブ	7661	バー、キャバレー、ナイトクラブ
767	喫茶店	7671	喫茶店		
769	その他の飲食店	7691	ハンバーガー店		
		7692	お好み焼・焼きそば・たこ焼店		
		7699	他に分類されない飲食店		
77	持ち帰り・配達 飲食サービス業	770	管理、補助的経済活動を行う事業所 (77 持ち帰り・配達飲食サービス業)	7700	主として管理事務を行う本社等
		770		7709	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		771	持ち帰り飲食サービス業	7711	持ち帰り飲食サービス業
		772	配達飲食サービス業	7721	配達飲食サービス業
		773	施設給食業	7731	施設給食業
78	洗濯・理容・美容・浴場業	780	管理、補助的経済活動を行う事業所 (78 洗濯・理容・美容・浴場業)	7800	主として管理事務を行う本社等
		780		7809	その他の管理、補助的経済活動を行う事業所
		781	洗濯業	7811	普通洗濯業
				7812	洗濯物取次業
				7813	リネンサプライ業
		782	理容業	7821	理容業
		783	美容業	7831	美容業
		784	一般公衆浴場業	7841	一般公衆浴場業
		785	その他の公衆浴場業	7851	その他の公衆浴場業
		789	その他の洗濯・理容・美容・浴場業	7891	洗張・染物業
				7892	エステティック業
7893	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く）				
7894	ネイルサービス業				
7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	7899	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業		